

ひとり親家庭に関するアンケート調査（案）



枚方市にお住まいのひとり親の皆様へ
～ご協力のお願い～

皆様には日頃より、市政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度本市では、ひとり親家庭の皆様への総合的な支援策を充実するため、「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定することとなりました。計画策定にあたって、児童扶養手当の申請をいただいた方（支給停止の方も含みます）やひとり親家庭医療を利用されている方の生活実態やご意見などをお聞きするため、本調査を実施いたします。

ご回答いただいた調査内容は、統計的に処理し、ひとり親家庭支援施策の検討等に利用させていただくものであり、回答者個人が特定されたり、他の目的に利用されたりすることは一切ありません。

質問の中に※がついた用語については、8、9ページに解説を記載していますので、参考にしてください。

お忙しいとは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

ご提出のお願い

令和2年4月

ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に封入いただき、

4月30日（木）までに郵便ポストにご投函ください。

◎このアンケートは無記名です。アンケート調査票や返信用封筒にあなたの名前を書く必要はありません。

◎答えたくない質問については、ご回答いただかなくても構いません。



【この調査の問い合わせ先】

枚方市 子ども青少年部 子ども総合相談センター

電話：050-7102-3227（直通）

F A X：072-846-7952

メール：kodomocenter@city.hirakata.osaka.jp

仕事と収入について

問7 「現在」のあなたの就業形態について、どれにあてはまりますか。複数の仕事をお持ちの場合は、主な仕事1つだけについて、お答えください。(○は1つ)

- ①正社員 ②パート・アルバイト ③人材派遣会社の派遣社員 ④自営業主(商店主、農業など)
⑤自営業の手伝い(家族従事者) ⑥家庭で内職 ⑦無職 ⑧その他()


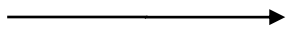



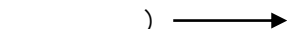

問8 (問7で、「⑦無職」とされた方を除く) 「現在」のあなたの職種について、どれにあてはまりますか。複数の仕事をお持ちの場合は、主な仕事1つだけについて、お答えください。(○は1つ)

- ①専門知識・技術を生かした仕事(教員、介護職員、看護師、システムエンジニアなど)
②管理的な仕事(企業、団体の管理職員など)
③事務的な仕事(一般事務、経理事務、医療事務など)
④営業・販売の仕事(商店店員、セールス、外交員など)
⑤農林漁業の仕事(農業など)
⑥運輸・通信の仕事(タクシー等運転手、電話交換手など)
⑦製造・技能・労務の仕事(製造技能工、建設技能工など)
⑧その他()

問9 (問7で、「⑦無職」とされた方を除く) あなたの現在の仕事の勤続年数は何年ですか。(○は1つ)

- ①1年未満 ②1～3年未満 ③3～5年未満 ④5～10年未満 ⑤10年以上

問10 ひとり親家庭になる前となった後で仕事上にどのような変化がありましたか。(主なもの1つに○)

- ①そのまま、その仕事を続けた  問14へお進みください
②転職した  問11、12へお進みください
③新規に仕事についた  問11へお進みください
④仕事を追加した  問11へお進みください
⑤仕事をやめ無職になった  問13へお進みください
⑥そのまま無職を続けた  問13へお進みください
⑦その他()  問14へお進みください

問11 問10で「②転職した」「③新規に仕事についた」「④仕事を追加した」と答えた方にお聞きします。その仕事はどのようにして見つけましたか。(最もあてはまる番号1つに○)

- ①ハローワーク ②ハローワーク以外の就労支援機関 ③母子家庭等就業・自立支援センター(※1)
④親や兄弟姉妹、親戚などの紹介 ⑤友人・知人などの紹介 ⑥求人情報誌・求人広告(チラシ・新聞)
⑦求人サイト ⑧派遣登録 ⑨市役所の窓口
⑩その他()

問12 問10で「②転職した」と答えた方にお聞きします。転職した理由は何ですか。(主な理由を2つまで○)

- ①時給・給与が高い ②正規の職員になれる
③保育に関する支援が充実 ④資格・技能を活かせる
⑤時間に融通が利く ⑥自宅から近い
⑦人間関係が良い

問 13 問 10 で「⑤仕事をやめ無職になった」「⑥そのまま無職を続けた」と答えた方にお聞きします。
ひとり親家庭になった直後、無職になった(または無職を続けた)理由は何ですか。(主な理由を3つまで○)

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| ①仕事の探し方がわからなかった | ②収入について条件の合う仕事が見つからなかった |
| ③時間・曜日について条件の合う仕事が見つからなかった | ④年齢制限のため仕事が見つからなかった |
| ⑤仕事に必要な専門知識や資格がなかった | ⑥子どもの保育の手立てがなかった |
| ⑦子どもの健康上の不安があった | ⑧自分が働ける健康状態ではなかった |
| ⑨自分に要因があった(離婚調停など) | ⑩仕事をする気持ちになれなかった |
| ⑪他の家族の世話や介護をする必要があった | ⑫働く必要がなかった |
| ⑬その他() | |

問 14 あなたの世帯ではどのような収入がありますか。(あてはまる番号すべてに○)

- | | | | | |
|------------|----------|---------|--------|-----|
| ①あなたの就労収入 | ②家族の就労収入 | ③児童扶養手当 | ④児童手当 | ⑤年金 |
| ⑥親・親戚からの援助 | ⑦養育費 | ⑧生活保護費 | ⑨家賃等収入 | |
| ⑩その他() | | | | |

問 15 あなたの令和元年(1月から12月)の年間総収入(税込)はどのくらいですか。(○は1つ)

- | | | | |
|--------------|--------------|--------------|--------------|
| ①100万円未満 | ②100～150万円未満 | ③150～200万円未満 | ④200～250万円未満 |
| ⑤250～300万円未満 | ⑥300～400万円未満 | ⑦400～500万円未満 | ⑧500万円以上 |

問 16 あなたの令和元年(1月から12月)の年間総収入(問 15の回答)のうち、就労による収入はどのくらいですか。(○は1つ)

- | | | | |
|--------------|--------------|--------------|--------------|
| ①100万円未満 | ②100～150万円未満 | ③150～200万円未満 | ④200～250万円未満 |
| ⑤250～300万円未満 | ⑥300～400万円未満 | ⑦400～500万円未満 | ⑧500万円以上 |

問 17 あなたが仕事をするために「すでに取得している資格」はありますか。また、仕事をする上で「今後取得したい資格」があれば、空欄に○を入れてください。

資格	すでに取得している資格	今後取得したい資格	資格	すでに取得している資格	今後取得したい資格
1. 看護師			11. 理学療法士		
2. 保健師			12. 作業療法士		
3. 調理師			13. 鍼灸師		
4. 栄養士			14. 柔道整復師		
5. 歯科衛生士			15. 医療事務		
6. 保育士			16. 教員		
7. 理容師・美容師			17. その他		
8. ケアマネジャー			()		
9. 介護福祉士			()		
10. 介護職員 (旧ホームヘルパー)			18. 特になし		

住居について

問 18 住居の状況についておたずねします。

(1) あなたはひとり親家庭になった直後に転居しましたか。(○は1つ)

- ①転居した
- ②転居していない → 問 19 へお進みください

(2) (1) で「①転居した」と答えた人で、賃貸住宅を探した方に、ひとり親家庭として賃貸住宅を探す時や入居する時に、特に「困っている」又は「困った」ことは何ですか。(○は2つまで)

- ①家賃が高い
- ②希望する場所(駅・職場に近い、同じ学校の校区内など)に住宅が見つからない
- ③保証金(敷金等)などの一時金が確保できない
- ④連帯保証人が見つからない
- ⑤入居可能な賃貸住宅の情報が不足している
- ⑥府営住宅・市営住宅になかなか入れない
- ⑦その他()

問 19 「現在」のあなたの住居の状況について、次のどれにあてはまりますか。(○は1つ)

- ①民間賃貸住宅
 - ②府営住宅・市営住宅
 - ③公団・公社賃貸住宅
 - ④親・親戚の家に同居
 - ⑤持ち家
 - ⑥社宅・社員寮
 - ⑦その他()
- 問 20 へお進みください
- 問 21 へお進みください

問 20 問 19 で、「①、②又は③の賃貸住宅」と答えた方は、1か月の家賃はいくらですか。(○は1つ)

- ①3万円未満
- ②3万円～5万円未満
- ③5万円～7万円未満
- ④7万円～10万円未満
- ⑤10万円以上



もう少し、ご協力ください

養育費等について（死別等でない方のみ）

問 21 養育費の受け取りについてどのような取り決めをされましたか。（○は1つ）

- ①公正証書、判決、調停調書等の公的文書で取り決めをした
 ②①以外の私的文書で取り決めをした
 ③文書はないが取り決めをした
 ④取り決めをしなかった
- 問 22 へお進みください
 → 問 23 へお進みください

問 22 問 21 で「①又は②の文書で取り決めをした」又は「③文書はないが取り決めをした」と答えた方は、養育費の取り決めをした時点での養育費の受け取り期間、子どもひとり当たりの養育費の月額、を記入してください。

養育費の 受け取り期間	子どもが（ ）歳になるまで	子どもひとり当たりの 養育費の月額（月平均）	円
----------------	---------------	---------------------------	---

問 23 現在の子どもの養育費の受給はどのような状況ですか。（○は1つ）

- ①定期的に受け取っている
 ②不定期だが受け取っている
 ③受け取ったことはあるが、現在は受け取っていない
 ④一度も受け取ったことはない
- 問 26 へお進みください
 → 問 24、25 へお進みください
 → 問 25 へお進みください

問 24 問 23 で「③受け取ったことはあるが、現在は受け取っていない」と答えた方は、養育費を受け取ったおおむねの期間と、現在受け取っていない理由を記入してください。

- (1) 養育費を受け取った期間 () 年 () か月
 (2) 養育費を現在受け取っていない理由（あてはまる番号すべてに○）
 ①相手方に支払う意思がない
 ②相手方に経済的な問題がある
 ③子どもや自分が相手方と関わりたくない
 ④その他 ()

問 25 問 23 で「③受け取ったことはあるが、現在は受け取っていない」「④一度も受け取ったことはない」と答えた方は、養育費がもらえないことに対して何か行動をされていますか。（○は1つ）

- ①相手方と協議している ②養育費の相談機関に相談している
 ③法的措置を取っている ④その他 ()
 ⑤何もしていない

養育費の相談機関…母子家庭等就業・自立支援センター（TEL：06-6762-9995）、養育費相談支援センター（TEL：03-3980-4108）、法テラス（TEL：0570-078329）、枚方市広聴相談課や男女共生フロア・ウィルの各種法律相談（TEL：072-841-1221 代）

問 26 面会交流^(※2)について、離別した配偶者との取り決め状況について、どれにあてはまりますか。(○は1つ) また、①・②・③のいずれかを選んだ方は、取り決めをした時点での面会交流の頻度を記入してください。

- ①公正証書、判決、調停調書等の公的文書で取り決めをした
- ②①以外の私的文書で取り決めをした
- ③文書はないが取り決めをした
- ④取り決めをしなかった

—————→ 問 29 へお進みください

面会交流の頻度	年に	回程度	月に	回程度
---------	----	-----	----	-----

問 27 現在の面会交流の実施状況について、次のどれにあてはまりますか。(○は1つ)

- ①現在、面会交流を行っている —————→ 問 29 へお進みください
- ②過去に面会交流を行ったことはあるが、現在は行っていない。
- ③面会交流は行っていない

問 28 問 27 で「②又は③面会交流は行っていない」と答えた方は、面会交流を実施できないことに対して何か行動をされていますか。(○は1つ)

- ①相手方と協議している
- ②相談機関に相談している
- ③法的措置を行っている
- ④その他 ()
- ⑤何もしていない

生活一般・各種制度について

問 29 あなたは現在の生活状況をどのような状態と思われていますか。(○は1つ)

- ①余裕がある
- ②普通
- ③苦しい
- ④大変苦しい
- ⑤わからない

問 30 現在あなたが困っていることはどのようなことですか。(○は2つまで)

- ①住居について
- ②仕事について
- ③家計について
- ④家事について
- ⑤健康について
- ⑥親等の介護・健康について
- ⑦特にない
- ⑧その他 ()

問 31 子どもに関してどのような悩みがありますか。(○は2つまで)

- ①しつけ
- ②教育・進学 (経済的理由)
- ③教育・進学 (その他の理由)
- ④就職
- ⑤非行・問題行動
- ⑥健康
- ⑦食事・栄養
- ⑧不登校
- ⑨ひきこもり
- ⑩いじめ
- ⑪特にない
- ⑫その他 ()

問 34 あなた自身が自立や生活の安定を図るためには、どのような支援策を望まれますか。(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|----------------------------|--------------------------------|
| ①気軽に相談できる場所や相談体制の充実 | ②夜間・土日祝日における相談体制の充実 |
| ③子育てに関する相談窓口の充実 | ④就労に関する情報提供・相談窓口の充実 |
| ⑤当事者同士で情報交換・相談ができる場の充実 | ⑥各種制度・サービスに関する広報の充実 |
| ⑦保育所等優先入所の推進、延長・休日・一時保育の充実 | ⑧病(後)児保育の充実 |
| ⑨年金・児童扶養手当の拡充 | ⑩児童扶養手当の要件緩和(所得要件を本人のみに限定するなど) |
| ⑪子どもの就学援助の拡充 | ⑫子どもの学習支援(学習支援ボランティアの派遣) |
| ⑬子どもの学習支援(学校外での学習機会の提供) | ⑭正規雇用での就労機会の拡充 |
| ⑮ひとり親の雇用を推進する企業への支援 | ⑯職業訓練・受講料補助など経済的支援の拡充 |
| ⑰職業訓練や技能講習など機会の充実 | ⑱家事・子育て援助ヘルパー等の充実 |
| ⑲医療費負担の軽減 | ⑳市営住宅の増設・優先入居の推進 |
| ㉑ひとり親家庭等の人権施策の推進 | ㉒法的なことを相談できる体制の充実 |
| ㉓その他 () | |

問 35 あなたが今最も悩んでいること、困っていること(仕事と子育てに関する悩み等)などについて、行政、社会一般への要望や意見を含めて、ご自由にお書きください。

用語の解説(※のあるもののみ)

※1 母子家庭等就業・自立支援センター

職業紹介や就労支援研修、就職、養育費に関する相談や情報提供を行います。

※2 面会交流

夫婦が離婚などにより離れて暮らすことになってからも一緒に暮らしていない親と子どもが会ったり、電話や手紙などで定期的、継続的に交流を保つこと。

※3 母子父子福祉推進委員

地域の身近な相談者として、ひとり親家庭からの悩みごとや心配ごとなどさまざまな相談に応じています。

※4 枚方市母子寡婦福祉会

母子家庭となったばかりのお母さんから、現在は子どもが成人し寡婦となった方までが会員となって活動している当事者団体です。

※5 枚方市父子福祉会

父子家庭の父親が会員となって活動している当事者団体です。

※6 子ども総合相談センター

- ・家庭児童相談：親子関係、子育て、友達のことなど、18歳未満のお子さんについての様々な相談にのっています。
- ・ひきこもり等子ども・若者相談支援センター：15歳からおおむね39歳までの方の、ひきこもりや不登校、就労についての相談をお受けしています。
- ・ひとり親相談：ひとり親の制度を熟知している母子父子自立支援員がひとり親のみなさんやこれからひとり親になるかもしれない方の、自立のための相談をお受けしています。

※7 冊子「ひとり親のみなさんへのてびき」・「ひとり親応援マップ」

「ひとり親のみなさんへのてびき」はひとり親のみなさんが自立を図る上で参考になると思われる相談機関や各種の制度などを紹介したもので、「ひとり親応援マップ」は子育てと仕事の両立が忙しいひとり親の皆さんが市役所等でスムーズに手続きができるよう、よくある質問にQ&A方式で答えるとともに、担当窓口のおもな支援内容や庁舎内フロア図をA3サイズ1枚にまとめたものです。いずれも枚方市役所ホームページからご覧いただけます。

※8 母子父子寡婦福祉資金（修学資金等）の貸付制度

母子・父子家庭及び寡婦に対し、子どもの就学資金など生活に必要な貸付を行います。

※9 自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険制度などの指定した講座を受講する場合、受講修了した後に受講料の6割を給付します。受講料の2割が給付される雇用保険の教育訓練給付金受給資格対象者には、差額分の4割を支給します。

※10 高等職業訓練促進給付金事業

看護師・保育士等、1年以上のカリキュラムの養成機関で、資格取得のため修業を要する場合、修業機関（上限3年間）について給付金を支給します。

※11 ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭及び寡婦を対象に、一時的なケガや病気、出張等で日常生活に支障のある場合に、ヘルパーを派遣し、生活援助や子育て支援を行います。

※12 JR通勤定期乗車券の特別割引制度

JR通勤定期乗車券が割引料金で購入できます。

※13 ショートステイ・トワイライトステイ事業

家族での子どもの養育が一時的に困難になった時や保護者が仕事のため夜間等に子どもの養育が困難になったときに子どもを預かります。

※14 生活困窮者自立支援制度（自立相談支援センター）

仕事やくらしのこと等、経済的に困っている方に対し、相談支援員が一人ひとりの状況に応じ、自立に向けた支援を行います。

※15 男女共生フロア・ウィル（相談事業等）

性別にかかわらず誰もが生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指す枚方市の拠点施設。家族関係のことや職場の人間関係など様々な悩みをサポートします。

※16 ファミリー・サポート・センター事業

援助の必要な子育て家庭が、有償ボランティアの会員から預かりや送迎のサポートを受けられる会員組織です。

※17 子育ていつでも電話相談（ファミリーポートひらかた）

子育てに悩んだとき、ご自身のことなど、子育てに関して24時間電話で相談ができます。（TEL：072-850-7337）

※18 ハローワーク枚方（マザーズコーナー等）

就職活動に関するアドバイスや求人情報の提供、応募書類の作成を支援します。また子育てをしながら就職を希望される方への就職相談、キャリアコンサルティングなどを行っています。

※19 養育費相談支援センター

養育費や面会交流に関する当事者からの相談に応じるほか、各地の母子家庭等・自立支援センターや市町村の窓口等で受け付けた相談に対する支援、相談員等を対象とする研修などを行っています。

※20 高等教育の修学支援制度

意欲のある子どもたちの進学を支援するため、授業料・入学金の免除または減額と、返還を要しない給付型奨学金の大幅拡充により、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校への修学を支援する国の制度。（日本学生支援機構 奨学金相談センター TEL：0570-666-301）

制度等もっとくわしくお知りになりたい方は、子ども総合相談センター（子ども・若者・ひとり親相談担当）
TEL 050-7102-3227 へお気軽にお問合せください。

～ご協力ありがとうございました。～

